

お子さんがいる
お父さんお母さんを応援！



子育て短期支援事業



子育て短期支援事業ってなに？

保護者が家庭でお子さんを養育することが難しくなったとき、市が契約している施設で、お子さんを一時的にお預かりします！

- ★ ショートステイ・・・宿泊
- ★ トワイライトステイ・・・平日の夜間 休日の昼間



これは助かるね！

どんなとき利用できるの？

例えば・・・

- 冠婚葬祭に出席したいけど、子どもたちが小さくて出席できない。
- 出産をひかえているが、入院中に子どもたちを世話してくれる人がいない。
- 休みの日に仕事がいり、子どもたちを世話してくれる人がいない。
- 疾病・看護・事故・災害等突発的な理由で、家庭で子どもを養育するのが困難な状況…。

利用前に可能な限り、お子さんの状況を把握して、支援できるようにしています。

事前に、施設に見学に行くこともできますので、ご相談ください。

こまったな・・・
どうしよう!!



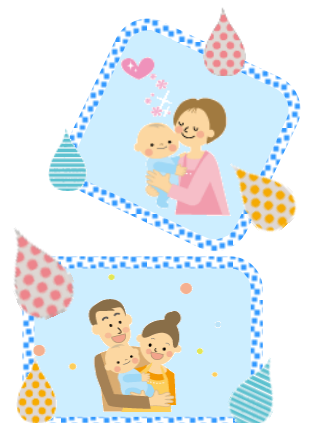
利用期間は？

- ★ ショートステイ
1回あたり 7日以内

- ★ トワイライトステイ

平日夜間（午後5時からおおむね午後10時まで：原則4時間以内）

休日昼間（おおむね午前7時から午後5時まで：原則8時間以内）



利用したいときはどうするの？

① まず登録・利用申請

市役所こども家庭課、各支所市民窓口課で申請書を記入、提出します。

【持ってくるもの】

- お子さんの健康保険証（子ども医療証含む）
（登録は無料です）

② 利用可能かどうかの確認

希望する日が利用可能かどうか、市の担当者が施設に電話連絡して、確認します。



③ 利用決定通知を受け取る

申請書の審査後、利用を決定し、「利用決定通知」を利用者へ送付します。（申請日から1週間前後で郵送します）

決定通知が届いてからの
利用となります

④ 事前打合わせ（電話等）

「利用決定通知」を受け取ったら、利用者が直接、施設に連絡します。利用日時の確認や、当日持参するものなどの打合わせをします。

担当者にも何でもおたずねください

⑤ お子さんをあずける

利用当日、お子さんを施設にてあずかります。

お子さんの送迎については、利用者ご自身にお願いしています。

変更やキャンセルの場合は、早めにご連絡ください

⑥ 利用料金の支払い

利用月ごとに、利用料金をお支払いいただきます。

世帯の所得に応じて
利用料が決まっています

利用料金は？

★ ショートステイ

お子さんをあずかった時間から**24時間以内を1日**とします。

2歳未満児：5,350円

2歳以上児：4,500円

★ トワイライトステイ

平日夜間：1,000円

休日昼間：1,500円

ひとり親世帯等及び所得に応じて減免があります

お子さん1人1日あたりの
利用料金です



何でもお問い合わせ
ください！



お問い合わせ先

飯塚市役所 こども家庭課

0948-22-5500

こども家庭相談係

